



(書面による投票)

第七条 前条の規定により投票用封筒及び投票用紙の交付を受けた組合員が、書面による議決権を行使しようとする場合は、投票用紙に賛否を記入し、投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名し、定款第四十三条第二項に規定する書面の提出期限までにこの組合に提出しなければならない。

(代理人による投票)

第八条 組合員が代理人をもって選任の議決権を行使しようとするときは、その組合員と同じ世帯に属する成年者、その組合員の使用人又は他の組合員を代理人として、代理権を証する書面を持参せしめなければならない。

2 代理人は、選任を行う総会の当日代理権を証する書面を提示してその資格を明らかにしなければ投票用紙の交付を受けることができない。

(開票)

第九条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ、総会において選任した立会人四人立会いの上投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 役員の候補者となっている者は、前項の立会人となることができな

(無効投票)

第十条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 賛否を確認し難いもの
- 三 書面をもって投票を行う場合、定款第四十三条第二項に規定する書面の提出期限までにこの組合に提出されなかったもの

(就任)

第十一条 役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、組合長は、直ちに役員に選任された者(以下「被選任者」という。)の住所、氏名、理事又は監事の別、理事については組合員又はその他の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。

(備考)

- ① 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第一項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。
- ② この規程に基づいてする公告については、定款に規定する方法と異なる方法によりする組合にあつては、第一項中「公告」を「公告(この規程に基づいてする公告は、この組合の揭示場に揭示してするものとする。)」とするなど適宜記載すること。

(再選任)

第十二条 選任後九十日以内に被選任者が定款第二十七条の二各号の一に該当することとなり、又は死亡したときは、その不足の員数につき、再選任しなければならない。

(補欠選任)

第十三条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるとき若しくは監事の定数の三分の二未満であるときは又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前三月以内であるときは、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

(備考) 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、本条ただし書きを次のように改めること。

ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるとき若しくは監事の定数の三分の二未満であるとき(員外監事の全部が欠ける場合を除く。)又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前三月以内であるとき(員外監事の全部が欠ける場合を除く。)は、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。